

2 0 2 5 年 8 月 6 日

様

ドイツシェパード犬協会日本連盟（J P D S
）

会長 大日方健司

京都市右京区西京極堤下町 3 0

S V 公認審査員としての行動に関する最終意見提出のお願い

拝啓

S V が認定する貴職の審査資格は、繁殖審査員に限られているにもかかわらず、J S V 主催の「日本訓練ジーガー競技会」において、訓練審査員の資格を有しないまま、I G P 訓練競技の審査を行ったとの事実が、2 0 2 5 年 5 月 2 0 日付で本連盟に寄せられた内部通報により、明らかとなりました

この行為は、S V 審査員規定に定められた「繁殖審査員と訓練審査員は明確に区分された資格制度であり、それぞれの分野以外の審査

は認められない」および「審査員は、資格を有する分野に限ってのみ審査を行うことが認められている」との規定に違反するものであり、明確に禁じられた行為に該当します

貴職が日本国内においてS V公認審査員として活動できるのは、J P D SとS V本部との間に成立している契約に基づくものです。従いまして、S V公認審査員としての貴職の行動は、本連盟の責任の範疇に属することをご理解賜りたく存じます

本件については、非公式に弁明の機会を設けたものの、貴職から明確なご返答はなく、誠に遺憾に存じます。本連盟としては、この状況を重く受け止め、S V本部への当該審査員資格取消申請を含む措置の是非を慎重に検討せざるを得ないとの判断に至っております

つきましては、当該行動に対する弁明がございましたら、2025年8月15日までに、書面により本連盟事務局宛にご提出くださいますようお願い申し上げます

なお、上記期限までにご提出がない場合には

、特段の異議がないものとみなし、必要な手続を進めさせていただきますことを、ご了承くださいますようお願い申し上げます

本件につきまして、貴職の誠意あるご対応を賜りますようお願い申し上げます

敬 具

この郵便物は令和 7 年 8 月 6 日
第 56258 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

